２　各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する人事院が定める事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十五条　各省各庁の長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三　その他人事院が定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

２　人事院は、各省各庁の長が前項の規定により実施する同項第一号の研修の調整及び指導に当たるとともに、自ら実施することが適当と認められる介護両立支援制度等に係る研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

第四章　雑則

（削る）

第十六条　（略）

（新設）

（雑則）

第十四条　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の日以後の日を超過勤務制限開始日とするこの規則による改正後の規則一〇―一一第九条の規定による請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、この規則の施行の日前においても、同条及び同規則第十一条第一項の規定の例により、当該請求を行うことができる。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第三条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

一・二　（略）

三　研修及び能率

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）
規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）	（略）	（略）	廃棄
	第八条第三項又は第十二条第三項（これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。）の届出の文書	三年	
	深夜勤務の制限に係る育児又は介護の状況変更届	（略）	
	超過勤務の制限に係る育児又は介護の状況変更届	（略）	

改　正　後

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

一・二　（略）

三　研修及び能率

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）
規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）	（略）	（略）	廃棄
	第八条第三項又は第十二条第三項（これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。）の届出の文書	三年	
	深夜勤務の制限に係る育児又は介護の状況変更届	（略）	
	超過勤務の制限に係る育児又は介護の状況変更届	（略）	

改　正　前